

岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舎賄業務仕様書

岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舎賄業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

業務実施に当たり、受注者は関係法令等を遵守し、適正に業務を実施しなければならない。

1 寄宿舎賄業務

賄業務とは、本校寄宿舎「啓技寮」の入寮生に対し食事を提供することであり、その業務は、調理、盛付、配膳、下げ膳、食器類の洗浄・消毒及び保管、食堂及び厨房・厨房内設備機器等の清掃、献立の作成、賄材料の調達、仕入、検収、整理整頓、厨房内火気等安全管理その他これらの業務に付帯する業務をいう。

2 賄業務見込量及び関連事項

令和7年度における年間の賄業務見込量は、概ね次のとおりである。

- (1) 食事提供見込人数 入寮生6人程度
- (2) 食事提供見込日数 189日
- (3) 賄業務を行わない日等

別紙「令和7年度寄宿舎賄業務実施予定表」による。

ア 毎週金曜日（夕）、土曜日及び日曜日

イ 4月1日から4月3日、4月25日（昼）、4月28日から4月29日、5月16日（昼）、5月29日（夕）から5月30日（昼）、7月21日、7月28日から8月1日（昼）、8月4日から8月8日（昼）、8月11日から8月15日（昼）、8月18日、9月15日、9月22日から9月23日、9月26日（昼）、10月6日から10月10日（昼）、10月13日、10月23日（夕）から10月24日（昼）、11月3日、11月5日（夕）から11月7日（昼）、11月24日、12月4日（夕）から12月5日（昼）、12月24日（夕）から12月26日（昼）、12月29日から1月2日（昼）、1月5日から1月9日（昼）、1月12日、2月10日（夕）から2月11日、2月23日、3月4日（昼）、3月6日（昼）、3月9日から3月13日（昼）、3月16日から3月20日（昼）、3月23日から3月27日（昼）、3月30日から3月31日

- (4) 食事提供見込数

朝食	昼食	夕食	計
1,134食	1,104食	870食	3,108食

- (5) (3)の賄業務を行わない日等は、業務都合により変更があること。
- (6) (2)の食事提供見込日数は、賄業務を行わない日等の変更により増減があること。
- (7) (4)の食事提供見込数は、入寮生数及び賄業務を行わない日等の変更により増減があること。また、入寮生からの事前の申出により減食となる場合があること。

3 調理・食事の場所及び食事提供時間

- (1) 調理は厨房で行い、入寮生の食事場所は食堂とする。
- (2) 食事提供の時間は、次のとおりとする。
 - ア 朝食 午前7時から午前8時の間
 - イ 昼食 午前11時50分から午後0時50分の間

ウ 夕食 午後5時から午後6時30分の間

4 調理の仕様

- (1) 受注者は、発注者が提供する厨房の施設設備・什器等、電気、水道及びガスを使用して賄業務を行うものとする。
 - ア 保健衛生費、現場経費は受注者負担とする。
 - イ 現場経費は、通信費、消耗品費(台所用洗剤、雑品類等)等とする。
- (2) 賄いの献立は、入寮生の所要栄養基準を満たすような食品構成と食品原材料の選択に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するよう努めなければならない。また、入寮生は20歳前後の年齢層であることを踏まえ、1日に必要とされる約2,700キロカロリー程度を摂取できるよう、併せて努めなければならない。
- (3) 献立表は、栄養士が原則として1月単位に作成し、各月の献立表を前月の25日までに発注者に提出するものとする。また、作成する献立表には、1食当りのカロリー及び1日当りの総カロリーも併せて記載するものとする。

なお、献立表を変更する場合は、2日前までに発注者に提出しなければならない。
- (4) 賄材料の調達受注者において行い、調達した材料は適正に管理、保管すること。

また、可能な限り岩手県産食材の使用に努めること。

5 賄材料費

- (1) 賄材料費は、1人当たり朝食410円、昼食450円、夕食540円とする。
- (2) 受注者は、上記(1)の賄材料費を入寮生から直接徴収すること。

6 業務管理

- (1) 受注者は、賄業務に伴う作業管理、施設設備の維持保全、衛生管理及び賄材料管理については、善良な管理者の注意を払って、その業務に当たらなければならない。
- (2) 受注者は、次の全てを補償できる賠償責任保険に加入していること。
 - ア 食中毒事故による被害者への治療代、慰謝料及び休業補償の賠償責任に対応していること。
 - イ 厨房、食堂で発生した受注者の責による人身事故及び財物損壊事故等が発生した場合、被害者への賠償責任に対応していること。

7 業務従事者の勤務等

- (1) 受注者は、寄宿舍賄業務及びこれに付帯する業務を遂行するために、寄宿舍賄業務に従事する者(以下「業務従事者」という)を岩手県立千厩高等技術専門校寄宿舍(啓技寮)に配置するものとする。
- (2) 受注者は、賄業務を確実に履行できるよう業務従事者を適正に配置すること。
- (3) 業務従事者は、岩手県立千厩高等技術専門校において業務を行うときは、一定の被服を着用し、業務従事者であることを明確にしなければならない。

8 業務従事者の通知

- (1) 受注者は、業務従事者の履歴、資格、免許、その他必要な事項を書面により委託者に届けなければならない。
- (2) 業務従事者を変更した場合も同様とする。

9 業務従事者の管理

- (1) 受注者は、業務従事者の身元保証、就業、健康管理等について、岩手県立千厩高等技術専門校の運営に支障をきたさないようにしなければならない。
- (2) 発注者は、業務従事者のうち賄業務を実施させるのに不適當な者がいると認めたときは、理由を示して、受注者に必要な指示をすることができる。

10 火災等の防止

受注者は、業務従事者の中から火気取扱責任者を選任し、火災等の予防に万全を期さなければならない。

11 その他の注意事項

受注者は、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 火気の手扱いは十分注意すること。
- (2) 用水、給湯、電気及びガスの使用に当たっては、節約に努め効率的に使用すること。
- (3) 業務従事者の休憩室は、常に整理整頓し、部外者は入室させないこと。
- (4) 退舎の際は、厨房及び休憩室の戸締り、施錠を忘れないこと。
- (5) 厨房の施設設備、炊飯用具、食器等は洗剤等を用い、常に清潔にすること。
- (6) 食品の手扱いは、衛生面に細心の注意を払うこと。